

執筆者:

E-mail✉ [渡邊 純子](mailto:tsunehiko@nishimura-asahi.com)

2022年2月にロシアによるウクライナ侵攻が開始されてから、大規模かつ広範囲にわたる継続的な武力行使により、現在までに多くの民間人をも対象とした死傷者が生じていることが報道されています。このような武力紛争等の状況下では、国連ビジネスと人権に関する指導原則(以下「指導原則」といいます。)の考え方に従い、企業は、強化されたデューデリジェンスを行い、紛争等により高まった人権リスクを特定、防止、緩和し、またその際には紛争等に配慮したアプローチを行う必要があるとされます。他方で、ロシアで事業を行う日本企業は、ウクライナ侵攻勃発後に総じて対応が遅れ、また、ロシアからの撤退に関する判断がされた場合にも人権に関する考慮要素が対外的に説明された例は少ないとの指摘もなされています¹。本稿では、ウクライナ侵攻を含む武力紛争等の場面で、企業としてとるべき対応に関する視点を概説します。

1. 「強化された人権デューデリジェンス」の必要性

企業は、紛争等の状況の有無にかかわらず、企業の人権尊重責任の一環として平時より人権デューデリジェンスを実施する責任を負っていますが、**紛争等²の影響を受ける地域では、より強化された人権デューデリジェンスを行う必要があるとされています。**なぜなら、紛争地においては、大規模で深刻な人権リスクが発現しやすいところ(指導原則7)、人権デューデリジェンスに取り組む際の原則として、企業は、より深刻なリスクから優先的に対処すべきとされているためです(指導原則17(b))。また、軍事力や武装勢力が増強された状況や国家が緊急事態下にある状況では、より一層、企業活動が紛争等を悪化させたり人権侵害を助長してしまう可能性が増加するため、企業として、より慎重に、事業活動が人権に負の影響を与える一因となることを防止する責任を負うこととなります。例えば、ロシアによるウクライナ侵攻の例においても、米国のパソコン部品等のメーカーの製品が、ロシアが使用していた武器において使用されていた事例なども報道されています³。日本企業においては、制裁法の関連のみにフォーカスして検討されることも少なくないですが、人権デューデリジェンスに関する視点も重要となります。

また、指導原則上、企業は、武力紛争下の状況において国際人道法上の基準を尊重する責任があるとされています(指導原則10のコメント部分)。**国際人権法が、伝統的に国家を名宛人(義務者)とする法とされてきたのに対し、国際人道法は企業の役員などの非国家主体も拘束する国際法であり、戦争犯罪等に関与したことを理由に国際人道法に違反したとされた場合、企業又**

¹ 『「脱ロシア」、欧米企業の迅速対応の背景にNGO』(オルタナ、2022年3月) <<https://www.alterna.co.jp/46872/>>

² 国連開発計画「紛争等の影響を受ける地域でのビジネスにおける人権デュー・デリジェンスの強化 手引書」(2022年) <<https://www.undp.org/ja/japan/publications/heightened-human-rights-due-diligence-business-conflict-affected-contexts-guide>>では、国家間戦争や内戦、武装反乱、武装過激組織、その他の組織的暴力を含む様々なレベルの武力紛争や暴力の蔓延が発生している地理的な場所、地域又は国を含むもののこれらに限定されないとされています。

³ “New investigation finds shipment of Western computer parts used in Russian weapons continued after invasion” (Business and Human Rights Resource Center, 8 Aug 2022) <<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/new-investigation-finds-that-western-computer-parts-are-used-in-russian-weapons-incl-cos-comments/>>

はその役職員は、刑事又は民事上の法的リスク⁴を負うことになります。武力紛争に密接に関連する事業活動を行っている企業は国際人道法を尊重する義務を負いますが、**必ずしも紛争の一方当事者を明示的に支援する立場に立っていなくても、武力紛争に密接に関連していると判断されるため、留意が必要です。**例えば、フランスの多国籍企業である Lafarge 社は、同社のシリア子会社が事業を維持するために、シリア内戦の最中にイスラム国等の武装勢力から原材料を購入していたこと、従業員の安全や製品の物流の確保のために武装勢力に対して資金供与をしていたことから、人道に対する責任を問われフランスの最高裁判所にて敗訴しています⁵。

これらを踏まえ、企業としては、平時のデューデリジェンスにおける考え方を応用しつつ、紛争等の状況に対して特別な配慮をしながら迅速にデューデリジェンスを進める必要があります。このような取組みを行うことは、EU のコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンスに関する指令案(渡邊純子「[サステナビリティと日本企業の海外進出 - ビジネスと人権\(13\) EU のコーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンスに関する指令案 - \(2022年3月4日号\)](#)」参照)を含む海外の人権デューデリジェンス法規制に対応することにも繋がります。

2. 具体的な対応方法に関する視点

紛争等の影響を受ける地域に関係する事業に関し、企業が行うべき人権対応の主な視点として、以下が挙げられます⁶。

- 国際人道法を遵守することを企業方針として反映する
 - ・平時の人権デューデリジェンスで求められる国際人権法の尊重に加えて、企業は、紛争等の影響下では、上記に述べた国際人道法の要請も考慮する必要があります。企業として意図せずに紛争当事者の一方を支援していると判断される場合があるため、**国際人道法の要請内容を踏まえ、企業内部での方針を整備しておく必要**があります⁷。
- 企業の事業及び従業員等が、国際人道法に違反せず、また、紛争等を助長しない体制を構築する
 - ・平時の人権デューデリジェンスと同様に、強化された人権デューデリジェンスを実施する前提として、組織として当該実施に関するコミットメントを確立しておくことが非常に重要になります。
 - ・なお、大規模な暴力行為を伴う紛争等においては、相当の資金や準備活動が必要になるため、企業としても、それらの警告的なサインをできるだけ早期に認識し、それにより、強化された人権デューデリジェンスの実施に備える必要があります。具体的には、非常事態法の発令や通信チャネルの厳しい取り締り、国際社会が講じる制裁措置なども、当該サインの一例です。ウクライナ侵攻の例では、遅くとも侵攻の開始前にウクライナの国境付近に多数の兵士の配置が報道された時点では顕著なサインがあったといえます。
- 強化された人権デューデリジェンスを行う
 - ・具体的には、まず、その紛争等の情報収集を通じて、自社が事業を行う地域の情勢や当該紛争等のコンテキスト(紛争等の主たる当事者やその動機・背景、現状)等を理解することが重要です。その上で、**自社の事業が、人権又は紛争自体に与える潜在的又は実際の負の影響の有無・内容を分析する必要**があります。これは各社の事業内容によって異なり、例えば、戦争に使用される直接的な武器を販売・提供している場合、(武器での使用が想定されない)通常の製品やサービスを販売・提供していたもののそれが武器の一部や監視技術に使われていた場合、紛争当

⁴ 各国裁判所において刑事又は民事責任を追及されるリスクや、戦争犯罪等に問われる深刻なケースでは役職員個人が国際刑事裁判所(ICC)において訴追されるリスクがあり得ます。

⁵ “France’s Lafarge loses ruling in Syria ‘crimes against humanity’ case” (France 24, 9 Jul 2021) <<https://www.france24.com/en/live-news/20210907-france-s-lafarge-loses-ruling-in-syria-crimes-against-humanity-case>>

⁶ 国連開発計画・前掲注 2、“Operating in conflict-affected contexts: An introduction to good practice” (Business and Human Rights Resource Center, 8 Mar 2022) <<https://www.business-humanrights.org/en/blog/operating-in-conflict-affected-contexts-an-introduction-to-good-practice/>>等参照

⁷ なお、軍事・治安組織の維持に関連するセクターに関する製品やサービス(オイル・ガス、監視に使用されるソフトウェアなど)は、国際人道法上の責任を問われる可能性が特に高く、英石油大手 BP やリオテントもウクライナ侵攻開始後早期に撤退の判断をしています。

事者である政府が自社の間接取引先として存在しており当該取引を通じて紛争等の資金源を提供していた場合など、様々な関与の仕方があります。

・平時の人権デューデリジェンスと同じく、企業が人権又は紛争自体に与える負の影響を特定・評価し、これを停止又は防止するために実現可能な行動を行い、講じた措置をモニタリングし、これを外部に報告するという一連のプロセスを実施する必要があります。この際、**平時の人権デューデリジェンスと同様に、企業と人権への負の関わり方の類型に従って対処方法を検討する必要があります**（渡邊純子「[サステナビリティと日本企業の海外進出 - ビジネスと人権\(9\) 人権デューデリジェンスの実践\[その4\] - \(2021年9月8日号\)](#)」参照)。例えば、戦争行為を行っている紛争当事者である政府に対して武器に転用され得る商品やサービスを提供していた場合には、状況により、取引関係の終了などによって影響力を行使する選択肢が挙げられます。また、この人権デューデリジェンスのプロセス全体を、可能な限りステークホルダーとのエンゲージメント(対話)によって実施する必要があります。これにより、自社の事業の維持又は撤退等によって負の影響を受け得る権利保持者の懸念や適切な対処方法の理解を試みる必要があります。

- 撤退による人権又は紛争への負の影響と、事業を維持することによる負の影響について慎重に比較衡量を行う
 - ・紛争地からの撤退が、紛争等の影響下にある地域の緊張を一層高める可能性がないか、また、これにより現地の役員・従業員に対する現地対抗制裁による観点を含め、**撤退や事業中断の決断により生じる人権又は紛争への負の影響が、事業を維持した場合の負の影響を上回るか検討**する必要があります。例えば、早期撤退により、企業の事業活動に経済的に依拠していた人々が生活の糧を失う等の状況が生じる可能性もあります(詳細は以下3.参照)。
- 撤退に関するコンティンジェンシープランを策定しておく
 - ・今すぐには撤退を行わない場合でも、状況が変化して撤退が必要になる場面を予測し、撤退する場合のアクションに関し、予め明確な撤退計画(以下3.で述べる緩和策等の検討を含むもの)を策定しておく必要があります。

3. 撤退に関する考え方

前提として、上記のとおり、撤退を行うことにより生じる人権又は紛争への負の影響が、事業を維持することにより生じる負の影響を上回ってしまうことがあるため、各企業は、双方の影響を慎重に比較衡量する必要があります。前者の負の影響として、例えば、撤退企業から解雇された労働者が新たな職を得ることが一層困難になる場合や、事業内容によっては、消費者が生活に必要な製品・サービスを入手できなくなる場合(食料品や水、薬など、現地の生活必需品を販売・提供している場合など)等が考えられます。一時的に操業停止し、従業員を避難させたり、場合によっては早期に撤退することが必要なケースも考えられますが、可能な限り、撤退によって影響を受けるステークホルダーに生じる可能性のある人権への負の影響について考慮し、撤退の是非等について判断する必要があります。また、その判断は各ステークホルダーに適切に説明できることが望ましいとされています。

また、指導原則の下では、企業が撤退の判断をした場合にも、企業の労働者や現地コミュニティの住民の権利に与える負の影響を最小限にする責任が求められます。事業からの撤退や一時停止は、その性質上、経済的・社会的影響を含む広範で深刻な影響を現地コミュニティに与えることが多いため、撤退や事業の一時停止を決定した場合でも、それらの負の影響と緩和策を検討する必要があります。緩和策には、影響を受けるコミュニティや取引先などの事業関係先、従業員等に対して、合理的期間を確保して通知を送付すること、従業員の収入源の継続確保のための支援を行うこと(雇用喪失による負の影響を緩和するための能力開発支援を含みます)等が含まれます。例えば ZARA はロシアの店舗を一時的に閉鎖しているもののロシア人従業員 9,000 人に対する特別な支援プランの実施を公表しています⁸。

さらに、撤退のスキームとして事業譲渡や株式譲渡を行う場合、譲受人や買主側の人権に対する理解度を評価し、契約条項に含める形で、自社の撤退後も負の影響が助長されないように責任ある事業の実施を求めることが必要となります。

⁸ “Zara owner Inditex ceases trading in Russia ‘temporarily’” (The Guardian, 5 Mar 2022)
<<https://www.theguardian.com/world/2022/mar/05/zara-owner-inditex-ceases-trading-in-russia-temporarily-ukraine-sanctions>>

4. 終わりに

紛争影響下において企業に求められる強化されたデューデリジェンスは、平時のデューデリジェンスと同様に、一定のタイミングごとに実施することが必要です。具体的には、新規取引関係の開始前や、事業における重要な決定・変更前、また事業環境の変化(社会的緊張の高まりなど)を見越して行う必要があるとされています。また、既に紛争が勃発してしまった場合にも、本稿で概説したとおり、自社事業と人権・紛争への負の影響との関連性を具体的に分析した上で対応方法を検討する必要がありますが、意思決定の柔軟性を確保するためには、ウクライナ侵攻のような事例を含め、様々な形態の紛争等が今後も世界各地において相次ぐ可能性も踏まえ、日ごろから、紛争等の可能性がある国・地域については強化された人権デューデリジェンスを実施しておくことが望ましい対応といえます。また、紛争地域における支援団体への寄付等や難民への支援・難民の雇用等を通じ、企業としてより積極的に紛争等の影響を受ける人々に対する正の影響を生み出すための活動を行うことも検討に値します。

本稿は概説に過ぎず、平時のデューデリジェンスとは異なる上述のような視点を踏まえて個別事案ごとに対応を検討する必要がありますが、平時のデューデリジェンスの取組みの延長としての性質が強いため、ウクライナ侵攻のような紛争時に適切かつ迅速に経営判断ができる体制を整えておくためにも、平時からあるべき人権対応を進めておく必要があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 